

平成23年7月号

# 益田人事労務事務所通信



発行元：益田人事労務事務所 特定社会保険労務士 益田健史  
〒672 8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地 電話：079 243 1666

## ～人材適性検査～「CUBIC」を活用しませんか？

面接でのアシストとして、適性検査は統計的・客観的な評価結果の出る「CUBIC 適性検査」を活用しませんか？

一般的に会社の採用選考では、「書類選考」(年齢、学歴など属性を確認)「学力試験」「作文・小論文」「面接」「性格・適性検査」などによって合否が決定されていますが、面接は「70%程度重視する」に対して、学力試験や適性検査は「30%程度重視する」と回答する企業が多いようです。

当事務所でも「CUBIC 適性検査」の受付をいたしておりますので、ご連絡下さい。

お試しとして **1名無料** でさせていただきます。

価格 採用適性検査・現有社員適性検査 1人につき 2,100円(税込み)

## 労使トラブル増加と解決の仕組み

労使トラブルは増加傾向  
厳しい経済情勢を背景に、企業と従業員が雇用契約などをめぐってトラブルになるケースが増えています。短期解決に役立つ仕組みなど、押さえておきたい項目をまとめました。

「労働審判制度」とは？  
これは2006年から始まった制度で、民間から選ばれた労働審判員2人と裁判官で構成される労働審判委員会が調停(話し合い解決)を試み、まとまらなければ労働審判を下します。審判に異議がなければ確定となり、異議があれば通常の訴訟に移行します。調停や確定した審判は裁判上の和解と同じ効力があり、強制執行も可能です。通常の裁判は長期化しがちですが、労働審判は「原則3回以内」で審理を終えるため、平均審理期間は74日と短期間です。

個人での争いが増加傾向  
厚生労働省の出先機関である都道府県労働局や労働基準監督署で無料相談ができる「総合労働相談コーナー」も便利です。ここでは企業への助言・指導や、紛争調整委員会によるあっせんができますが、労働審判のように、あっせんに応じさせる強制力はありません。法令違反などの疑いがあれば、労働基準監督署が会社に対して指導を行います。2010年度の相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は24万6,907件と過去最高だった前年度と同水準でした。組合の組織率低下などを背景に、働く人が個人で経営者側と向き合う状況が増えているためです。

トラブルが起きないことが一番  
会社が残業代を法律通りに支給していなかった場合などで、労働審判などを通じ、突如数百万円規模の支払いが必要になるケースも見られます。もちろん、トラブルが起きないことが一番ですが、トラブルが起きてしまった場合の対応を考えておく必要もあります。

## 新卒者を中心とした雇用対策

専門ハローワークを設置  
政府は、来春の大学、高校の卒業予定者や離職者の就職支援策として、ハローワークの体制・機能を拡充しています。2010年以降、「新卒応援ハローワーク」を全都道府県に設置するとともに、新卒者の就職支援を専門に担当する「学卒ジョブサポーター」を約2000人配置しました。この「学卒ジョブサポーター」は、窓口相談だけでなく、自ら企業に足を運んで求人開拓をする点が特徴です。

就職率は過去最低水準  
大学を今春卒業した就職希望者のうち、4月1日現在で就職した人の割合は91.1%(暫定値)で、就職氷河期と言われた過去最低の2000年卒と同じ水準となりました。このように新卒者の就職が依然厳しい状況の中、民間の就職情報会社や大学の就職課などを頼るだけだった数年前から様変わりし、学生たちは就職活動のメニューの1つに新卒応援ハローワークを加えているようです。

「求職者支援法」の成立  
求職者支援法が成立し、10月から施行されることも就職支援策の目玉です。働く意欲のある人が新制度を上手に活用し、早期就職や転職のきっかけとなることが期待されます。



## 事務所 業務内容

労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金 書類作成・提出代行  
就業規則、賃金規程等 諸規程作成  
労務管理、労務管理アドバイス  
労使紛争に関する法律相談  
給料・賞与 計算事務  
公的助成金申請  
人材適性検査(採用適性検査・現有社員適性検査など)



【お問い合わせ先】

# 益田人事労務事務所

〒672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地  
TEL: 079-243-1666 FAX: 079-243-1667  
E-mail: sr-msd@tmail.plala.or.jp



## 受動喫煙防止対策を行った飲食店等に対する助成金

### 喫煙室設置による空間分煙の促進

厚生労働省では、飲食店・旅館等を経営する中小企業が、店舗等に喫煙室を設置し、その喫煙室以外での喫煙を禁止した場合に、喫煙室設置に係る費用の一部を助成する制度の創設を発表しました。これは「受動喫煙防止対策助成金」と呼ばれるもので、受動喫煙防止対策としてより効果的と考えられる喫煙室の設置による空間分煙の促進が、制度創設の目的とされています。

### 対象となる中小企業とは？

この助成金の対象とされる中小企業は、以下の通りです。

- (1) 飲食店、喫茶店または旅館業の事業者
- (2) 喫煙室設置による空間分煙を行う事業者
- (3) 喫煙室設置に係る書類を整備している事業者

なお、上記の「飲食店」には、食堂、レストラン、専門料理店、酒場、喫茶店、その他の飲食店、「旅館業」には、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業が含まれるとされています。

### 支給される額は？

支給額は、「喫煙室設置に係る費用の4分の1」とされており、支給上限は「200万円」となっています。なお、この助成金は、10月1日から実施される予定です。

〔厚生労働省ホームページ〕

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001gvb6-att/2r9852000001h1ay.pdf>



## 「精神疾患・うつ病」増加に伴う最近の動き

### うつ病患者は100万人超

うつ病の代表的な症状は、「抑うつ気分がほとんど1日中、毎日続く」「物事への興味や喜びが感じられなくなる」「不眠や睡眠過多がほとんど毎日ある」などとされていますが、このようなうつ病の患者は、ここ10年で2倍以上になり、今や100万人を超えています。

そんな中、以下のような取組みが検討・実施されています。

### 精神疾患を加えて「5大疾病」に

日本ではこれまで、がん、脳卒中、心臓病（急性心筋梗塞）、糖尿病を「4大疾病」と位置付け、重点的に対策に取り組んできましたが、これに精神疾患（うつ病、統合失調症、認知症など）を新たに加えて「5大疾病」とする方針を厚生労働省が決めたそうです。

うつ病をはじめとする精神疾患は年々増加しているため、国では、診療の中核を担う病院の整備や訪問診療の充実など、精神疾患に関する医療体制の強化を図っていく方針です。

### 東京都によるメンタルヘルス専門サイト

自治体においても様々な取組みが行われています。例えば東京都では、今年5月に「職場のメンタルヘルス」(<http://www.kenkou-hataraku.metro.tokyo.jp/mental/>)というサイトを開設しました。

このサイトには、働く人やその家族が疲労蓄積度をチェックしたり、事業者が職場に潜むストレス要因をチェックしたりするために使えるチェックリストが掲載されており、国や東京都などが開設しているメンタルヘルスなどに関する相談窓口を探すこともできます。

### 「新型うつ」増加への対応

うつ病の治療に関しては、抗うつ薬が使用されるのが一般的ですが、プライベートでは元気なのに職場ではうつ状態の「新型うつ」にはそのような薬は効かないそうです。

企業としては、従業員がうつ症状を訴えてきた場合に、「従来型うつ」なのか「新型うつ」なのかを見極め、対応していくことも重要となってきます。

## 最近のニュース

### 最低賃金が生活保護下回る「逆転現象」9都道府県(7月14日)

厚生労働省は、最低賃金で働いた場合の収入が生活保護の支給額を下回る「逆転現象」が生じている地域が9都道府県（北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）に上ると発表した。差額がもっとも大きかったのは北海道の31円だった。

### 国民年金納付率が過去最低59.3%(7月13日)

厚生労働省は、2010年度の国民年金納付率が59.3%（前年度比0.7ポイント低下）となったと発表し、現行制度が始まった1986年度以降最低となったことがわかった。政府は納付率80%を前提に年金財政を設計しており、このままでは将来の給付への影響は避けられない見通し。

### 高額療養費の月額上限引下げを検討(7月13日)

厚生労働省は、高額療養費の自己負担の月額上限を引き下げる検討に入った。所得を問わず治療が10カ月以上の長期に及ぶ場合の軽減などを実施する見込み。健康保険法などの改正案を2012年の通常国会に提出し、2015年度の実施を目指すとしている。

### 協会けんぽが4年ぶり黒字に(7月12日)

全国健康保険協会（協会けんぽ）が中小企業向けの健康保険事業の2010年度の決算見込みを発表し、保険料率の算定で使う国会ベースの決算で見ると2,540億円の黒字となり、4年ぶりに黒字となったことがわかった。保険料率の引上げで保険料収入が13.1%増えた。

### 震災後2,000社以上が事業再開できず(7月9日)

帝国データバンクの調査で、岩手・宮城・福島の被災3県の沿岸部に本社のある企業や事業所4,280社のうち、計2,070社が事業を再開できていないことがわかった。事業休止中が438社、社屋倒壊などで連絡が取れなくなっている企業が1,632社などとなっている。

### 「サマータイム導入は健康に悪影響」日本睡眠学会が提言(6月25日)

日本睡眠学会は、サマータイム制度（時計を1時間進める制度）について、「健康への悪影響が大きく、節電効果が乏しい」とする提言を行うことがわかった。制度導入により、睡眠時間の短縮、睡眠の質の悪化などが生じるとしている。

## 事務所からのお知らせ

いつもお世話になっております。社会保険労務士の益田です。  
長かった梅雨もようやくあがり、いよいよ夏本番となりましたが皆様にはますますご健勝のほどお喜び申し上げます。

さて、当事務所では今月11日までの「労働保険年度更新」「社会保険算定基礎届」の手続きが完了し、ひと段落着いたというところです。

今年は、社会保険の「算定基礎調査」の対象となったお客様が非常に多くありました。毎年5分の1程度の企業を算定基礎調査の時に調査を行うものです。原則として「算定基礎届」の記載についての適正を調査するものであり、比較的内容の軽い調査です。

しかし、年金事務所の行う調査には、その他にも「総合調査」「会計検査院検査」など厳しい調査もあり、今後調査を増やす傾向にあるとのことでした。

調査時に指摘を受けて、莫大な保険料を請求された。というようなことが無い様に、「対策」や「適正な手続き」を心がけていかなければなりません。